

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

寒川町長 木村俊雄

寒川町規則第 18 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年寒川町規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部 1 の項中「104,290 円」を「104,570 円」に改め、同部 2 の項中「56,600 円」を「56,790 円」に改め、同表随時介護を要する状態の部 1 の項中「52,150 円」を「52,290 円」に改め、同部 2 の項中「28,300 円」を「28,400 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表の規定は、平成 27 年 4 月分以後の月分の介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償及び同年 3 月分以前の月分の介護補償については、なお従前の例による。